

今回は「消費税 Ver. 3」です

「原則(本則)課税方式 初級編」をご紹介します。

こちらは、課税売上1,000万円以上で、「簡易課税を選択しない場合」に適用となります。

売上より計算可能な簡易課税方式と違い、一つ一つの商取引毎に、「課税」、「非課税」、「不課税」と分類をしていかなければなりません。

計算式をご紹介します前に、覚えておかなければならない単語です。



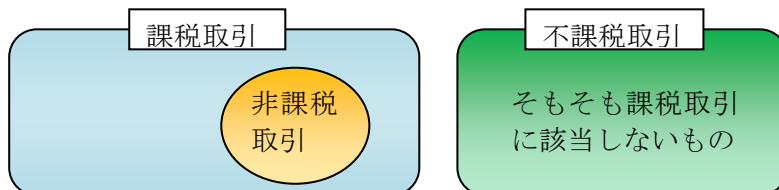
主に、国内において事業者が事業として行う**対価を得て行う資産の譲渡等と輸入取引**。  
※売上、仕入 水道光熱費、外注費、建物や備品購入 他



消費税の性格から課税することになじまないものや社会政策的な配慮から取引上、課税するには適当でない物。  
※土地代金、土地にかかる地代。利子、授業料、印紙他税金、保険料 他



国外取引、対価を得ない寄付的な取引や贈与課税取引に該当しないもの。  
※保険金収入、税金還付、香典や祝い金等



上記を踏まえた、大まかな計算式が下記です。

$$\text{課税売上により預かった消費税} - \text{仕入税額控除} = \text{納税額}$$

ここで「仕入税額控除」です。

簡易課税ですと、事業種により、割合で「みなし仕入控除」を採用しましたが、こちらは、一取引毎に仕入等にかかる支払い消費税を合算して算出致します。

※こちらを受けるためには細かい制限があります。支払い取引の記入をした帳簿と、請求書、領収書の7年間保存等が義務づけられています。

原則課税は、非常に複雑です。中級編 上級編と続きます。

長谷川会計広報部  
TEL 028-614-2660  
FAX 028-614-2661

## 7月の主な税務スケジュール

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)  
納期限…8月1日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(納付特例の場合は1~6月までの徴収分を納付)  
納期限…7月11日
- 5月決算法人の確定申告  
申告期限…8月1日
- 11月決算法人の中間申告  
申告期限…8月1日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期の納付  
納期限…2月中において市町村の条例で定める日